

令和4年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年12月1日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 欠席議員（1名）

10番 坂口 徹

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	安全安心課長	曾谷 博一
政策財政課長	真弓 啓	住民生活部長	栗本 公生
福 祉 課 長	中原 潤	子育て支援課長	中尾 歩美
国保医療課長	猪川 恭弘	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福居 哲也
上下水道課長	岡村 智生	会計管理者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	松岡 洋右
生涯学習課参事	平田 政彦		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 発議第 7 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 38 号 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例に  
ついて
- 日 程 8. 議案第 39 号 斑鳩町個人情報保護審査会条例について
- 日 程 9. 議案第 40 号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日 程 10. 議案第 41 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する  
等の条例について
- 日 程 11. 議案第 42 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第 43 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 13. 議案第 44 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び  
斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 14. 議案第 45 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日 程 15. 議案第 46 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 10  
号）について
- 日 程 16. 議案第 47 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第 3 号）について
- 日 程 17. 議案第 48 号 令和 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予  
算（第 2 号）について
- 日 程 18. 議案第 49 号 令和 4 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2  
号）について
- 日 程 19. 議案第 50 号 令和 4 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第

		1号) について
日 程 2 0 .	同意第 1 1 号	斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
日 程 2 1 .	陳情第 1 号	要介護 1、2 の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書について
日 程 2 2 .	報告第 1 9 号	議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)
日 程 2 3 .	報告第 2 0 号	議会の委任による町長専決処分の報告について (令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 8 号) について)
日 程 2 4 .	報告第 2 1 号	議会の委任による町長専決処分の報告について (令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 9 号) について)

---

1, 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。なお、坂口議員から、欠席の通告を受けております。

これより、令和4年第5回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和4年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中、出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

特に11月12日には法隆寺の中門のライトアップをはじめ、門前広場や参道に様々なあかりを灯す「和のあかりと未来へのひかり」を開催いたしましたところ、おかげをもちまして、多くの方々にご来場いただくことができました。来年、令和5年は法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産に登録されてから30周年の節目の年にあたります。来年度もこれまで以上に内容を充実させて、この和のあかりを開催してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、斑鳩町個人情報保護に関する法律施行条例についてなど17議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、12番 木澤議員、13番 奥村議員を指名します。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日から12月20日までの20日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和4年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

9番、横田委員長。

○建設水道常任委員長(横田敏文君) それでは、閉会中の11月15日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、はじめに、いかるがパークウェイ工事状況について、小吉田交差点からイツボ川付近までの範囲で、9月15日から地盤改良等の工事が進められ、11月7日からは服部川に橋梁を設置するための準備工事に着手されています。

次に、工事区間の先、イツボ川からの東側の今年度の発掘調査区間は、去る8月18日から12月23日までの期間にて発掘調査が進められ、現時点では重要な遺構等は発見されていないと報告されました。

最後に、10月下旬に奈良県や国等に対して事業促進に係る要望を行った。今後も引き続き予算確保できるよう積極的に要望活動を行うと報告されました。

続きまして、JR法隆寺駅周辺整備について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づく基本計画策定の進捗状況は、昨年9月に策定した「法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区まちづくり基本構想」の目標達成に向け、まちづくりの方針に基づく具体的な事業内容等の検討を進めてきたが、県との協議に時間を要しており、今年度予定していた計画等策定業務委託の予算執行が来年度以降になる見込みであると報告をされました。委員から基本計画策定の遅れについて質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1点目、県立竜田公園・園路舗装等工事について報告を受けました。県の中和公園事務所により、竜田公園の北端から岩瀬橋までの右岸側の園路部分の舗装のやり替え、ベンチ等の工作物の更新、紅葉の補植等の工事を今年度実施

予定である。工事に際して事前に地元自治会や学校関係者などへ事前周知を行い、安全対策を徹底して実施する旨、報告されました。委員から安全対策・通行について質疑があり、理事者より答弁されています。

2点目、水道事業の県域一体化について報告を受けました。去る10月13日に開催された、第4回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の内容について、県域水道一体化検討部会の経過と最終提案について、今後の県域水道一体化の運営について、経営方針の意思決定プロセス等の検討部会について資料に基づき報告がありました。委員から奈良市の不参加について、県の財政支援について、法定協議会について、3月議案上程について、一体化のメリットについて、災害時のバックアップについて、一体化の経営方針について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に口頭報告として、一点目、熱気球体験イベント実施について、令和4年12月24日と25日の午前7時から午前9時まで、場所は法隆寺iセンター横の駐車場で開催されるとのこと。2点目、公用車の事故被害について、去る9月28日、観光バス1台と乗用車5台が絡む事故があり、うち1台が公用車であった事故の概要について説明がありました。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はございませんでした。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いをいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） それでは、閉会中の11月18日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、年末ごみ持ち込み事業廃止に伴い、年末ごみの臨時収集について、住民の方々の混乱を招かないよう、改めて住民への現在の周知状況と今後の周知予定について説明があり、住民周知に万全を期してまいりたいと考えているとの報告がありました。

以上、継続審査については報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2、各課報告事項について、(1) 令和5年度保育所保育料(案)について、斑鳩町では令和2年度から子育て応援宣言の町として、3歳未満児についてもさらなる経済的負担の軽減を図り、子育て世帯を社会全体で応援するため、これまで国基準の約85%で設定していた保育料を、全ての階層で国基準の80%で設定しています。また、同時在園の3歳未満児第2子については、国の基準である2分の1から、町の独自のとりくみとして4分の1に引き下げとする軽減についても行っており、令和5年度も継続していく予定であると資料により説明がありました。

委員より、現在計画のある認定こども園について、住民から町に意見等がよせられていないか等の質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、(2) 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対して、1世帯あたり5万円の給付金を支給するもので、当該事業に要する経費は全額国庫補助対象で、令和4年10月18日に補正予算を専決処分していると報告があり、給付金額、対象者について、資料により説明がありました。

委員より、事業の実施概要資料の内容について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に口頭報告として、出産・子育て応援交付金について、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対して、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠届出時と出生届出時に5万円相当の経済的支援を行うこととなったとのこと。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はありませんでした。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程5. 総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の11月21日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、11月5日に、秋季特別展「若草伽藍の壁画展—古代寺院の荘厳—」の関連行事として、元・近畿大学教授の大脇潔氏を講師として歴史講演会を開催したこと、二つ目に、9月25日、史跡藤ノ木古墳のインスタグラムによるライブ配信を斑鳩町観光協会と共催したこと、三つ目に、11月12日、13日、史跡藤ノ木古墳石室の特別公開を事前申込制で実施したこと、四つ目に、11月16日、令和4年度第2回斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催したこと、五つ目に、史跡中宮寺跡のコスモスについて多くの方が来場されたことが報告されました。委員より、史跡中宮寺跡でのスロープ設置場所の表示について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

継続審査については、報告を受け、審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1、図書館資料の館外貸出サービスの見直しについて、令和5年4月1日の貸出しから、図書館資料の館外貸出サービスの対象について、斑鳩町内に在住、在学、また在勤する者に限定をしていくとのことです。理由として、コロナ禍前の令和元年度で貸出冊数全体の約30%が町外在住者への貸出しとなっており、町民から、借りたい本をなかなか借りられない等の意見があるためとのことです。

委員より、町外の方の入館や貸出しについて、質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に口頭報告として、職員採用試験について、法隆寺における避難所開設、運営訓練の実施について、斑鳩町地域防災計画の見直しについて報告がありました。

委員から、正規職員の採用について、法隆寺避難訓練の内容について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について委員にお聞ききしたところ、斑鳩小学校運動会で熱中症症状の発生について、斑鳩南中学校サブグラウンドの管理について、質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。



○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程 6. 発議第 7 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番 嶋田議員。

○7 番（嶋田善行君） 発議第 7 号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第 7 号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 112 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 4 年 12 月 1 日提出

議会議員

齋 藤 文 夫

中 川 靖 広

嶋 田 善 行

井 上 卓 也

横 田 敏 文

坂 口 徹

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の人事院勧告を尊重してまいりました。

令和 4 年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるものです。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例（要旨）

令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、(1) 期末手当の支給月数の改定(第1条及び第2条関係)としまして、期末手当について、支給月数を0.05月分引き上げるものです。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和4年度においては12月期を1.625月から1.675月へ、また、令和5年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.65月に均等配分することとし、年間支給月数を3.25月から3.30月に改正するものであります。

2. 施行期日については、第1条の規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日にさかのぼり適用します。また、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

以上をもちまして、発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、につきましての概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

1番 溝部議員。

○1番(溝部真紀子君) それでは、発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

議員の期末手当は地方自治法第203条第3項の定めにより条例で定めることができますが、期末手当にあたっては特別職報酬審議会の対象ではないことから、全国の多くの自治体では人事院勧告の実施によって変動する国の指定職にあわせて改定されているのが実態であります。2020年1月15日に新型コロナウイルス感染症の感染者が日本で確認されてから3年を経過しようとしており、今までの累計感染者は2,400万人を超え、死者数は4万9千人を超え、現在第8波に入ろうとしています。このコロナ感染症で多くの方々が経済的な損失を被られています。また、令和4年2月24日にロシアがウクライナに対して侵略戦争を起こしたことを端に発して、国内では物価の高騰

が進み、国民生活に大きな影響が生じています。このような折に住民の代表である斑鳩町議会議員が人勧に連動した期末手当上昇分を受け取ることはできないものと考え、発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する反対意見とさせていただきます。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

12番 木澤議員。

○12番（木澤正男君） 発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正では2022年の人事院勧告に基づき、町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。今回の引き上げでは金額にすると3万3,299円上がります。ちなみに前回の改定の際には、0.10月分の引き下げで単年度分では66,598円下がっています。

昨年度の人事院勧告では、議員だけでなく町職員のみなさんも引き下げとなりました。私は一般職の職員の給与引き下げに対しては反対の態度を取りましたが、その際の討論で公務員の給与というのは民間労働者の賃金や日本経済にとって大きな影響を及ぼすものであり、引き下げるべきではないことを申しあげました。一方で、町長をはじめとした特別職の給与や議員報酬の引き下げについては住民感情に配慮し反対しませんでした。今、日本経済が危機的な状況にあり、それを立て直すには国民の可処分所得を上げ、個人消費を増やしていく必要があります。国全体で働く人の賃金を上げていく必要があるなかで、私は議員の期末手当についても人勧に沿って引き上げていくことは必要なことだと考えます。

次に、当町の状況について申し上げますと、斑鳩町議会議員の月額報酬は現在28万4千円です。こんなことを言うと住民のみなさんに怒られるかもしれませんが、私は、現在の報酬額については議員として活動をしていくのに十分なものだとは思っていません。議員報酬というのは、報酬とあるように生活給ではないとされていますが、実際には、この報酬で生活をしています。さらに活動のスタイルは人それぞれですが、ここから議員としての調査活動や住民のみなさんへの議会報告の作成費用などを捻出しようと思うとこれだけでは不足するのが現状です。議会というのは、いろいろな立場の人で構成され、各議員の収入の状況もそれぞれ異なりますが、他に収入がなくてもきちんと議員としての活動が保障されなければ町民の声を正しく町政に反映させることはできないと思います。だからといって勝手に議会が議員報酬を引き上げることは住民不信につな

がるものであり、そこはきちんと報酬審議会に決めていただくべきだと思いますが、今回、人事院勧告に基づき議員の期末手当を引き上げることについては必要なことであり、住民のみなさんにもご理解いただけるものだと考えます。

以上の理由から、私はこの発議7号に対して賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。議員みなさまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、発議第7号については、賛成多数で可決されました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程7. 議案第38号 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから、日程24. 報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）まで、以上18議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました17議案について総括提案説明を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案についての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申しあげます。

○議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程7. 議案第38号から、日程19. 議案第50号までの町長提案の13議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 7. 議案第 38 号 斑鳩町個人情報保護に関する法律施行条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 38 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 38 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 8. 議案第 39 号 斑鳩町個人情報保護審査会条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 39 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 39 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 9. 議案第 40 号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 40 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 40 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 10. 議案第 41 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 41 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 41 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 11. 議案第 42 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 42 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 42 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 12. 議案第 43 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 43 号に関する総括質疑を終結します。ただ

いま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第44号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第44号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程14. 議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第45号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程15. 議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程16. 議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第47号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程17. 議案第48号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第48号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程18. 議案第49号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結します。ただ

いま議題となっております議案第49号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第50号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第50号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程20. 同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきましてご説明申しあげます。

本同意は、現斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の吉岡祥充氏の任期が、令和4年12月21日をもって満了となることから、引き続き、吉岡祥充氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を、朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第11号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西8丁目3番7号

氏 名 吉岡 祥充

生年月日 昭和30年5月10日

吉岡祥充氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第11号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、満場一致で同意されました。

次に、日程21．陳情第1号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程22．報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程23．報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告です。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第19号及び報告第20号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、報告第19号でございます。議案書を朗読いたします。



報告第 19 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第 16 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 6 日

斑鳩町長 中西 和 夫

次に、3 枚目でございます。損害賠償の額の決定についてであります。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町法隆寺西 1 丁目地内において、公用車を運転して、狭隘な道路に進入していたところ、自宅の駐車場にバックで入庫しようとした相手方の運転する乗用車に接触し、損傷させた事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 172,557 円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 1 丁目 4-6  
川村 将司

本件につきましては、去る令和 4 年 8 月 19 日開催の厚生常任委員会におきまして、あらかじめ状況をご報告させていただいたものでございますが、令和 4 年 7 月 5 日、午後 3 時 35 分頃、斑鳩町法隆寺西 1 丁目へ訪問するため、狭隘な道路に進入していたところ、川村氏が自宅の駐車場にバックで入庫されてきたため、通行が難しくなり、川村氏の車両と接触するという事故が発生したものでございます。

当日、公用車を運転しておりましたのは、健康対策課の阪本鈴江であり、道幅の狭い

道路へ進入するなかでの対向となったことが原因でございます。

この事故によります対物補償に係る損害賠償として、川村将司氏に172,557円を支払うことで、対物補償に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年10月6日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものであります。

続きまして、報告第20号についてでございます。

議案書を朗読いたします。

報告第20号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第17号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月6日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第19号の損害賠償の額の決定について、専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ17万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ109億405万3千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書にもとづきまして、ご説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正でございます。

第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入です。自動車損害共済金として17万3千円、増額補正したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正であります。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費 補償補填及び賠償金で、賠償金として17万3千円、増額補正したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,904,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

令和4年10月6日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

本件につきましては、職員には、道路の狭いところに進入しなければ防ぐことができた事故であると認識しております。改めまして、公用車の運転には細心の注意を払うよう指導したところでございます。

今後、このような事故を起こすことがないように、一層注意してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、報告第19号及び第20号の報告についての説明とさせていただきます。

何とぞご了承くださいませよう、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を終わります。

次に、日程24．報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第21号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第21号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第18号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月18日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症による住民生活や経済への影響が長引くなか、電力、ガス、食料品等の価格が高騰し、日常生活や事業活動にさらなる影響を及ぼしていることから、住民の生活を守るため、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付やオミクロン株に対応した新型コロナウイルス感染症ワクチン接種などにと

りくむため、必要となる経費とその国庫支出金について、令和4年10月18日付で、専決処分をさせていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿ってご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第2目 衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種のための基本的な必要な経費に対して負担金が交付されることから3,757万円を増額させていただいたものです。第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への経済的支援として実施する小・中学校給食費の無償化、幼稚園給食補助金の増額の財源として4,073万7千円を増額させていただいたものです。第2目 民生費国庫補助金では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の財源として1億5,650万円を増額させていただいたものです。第3目 衛生費国庫補助金では、ワクチン接種のための運営等に必要な経費に対して補助金が交付されることから3,193万円を増額させていただいたものです。

6ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費の第13目 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費では、本給付金の給付に要する経費として1億5,650万円を増額させていただいたものです。

7ページをお願いします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、オミクロン株に対応した新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に要する経費として、第1目 保健衛生総務費で729万円、第2目 感染症予防費で6,221万円、あわせて6,950万円を増額させていただいたものです。

8ページをお願いします。第9款 教育費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への経済的支援として、第2項 小学校費及び第3項 中学校費で、町立小・中学校の給食費について、令和4年11月から令和5年2月分の4か月分、無償化することから、小学校で2,642万7千円、中学校で1,427万9千円を増額させていただいたものです。第4項 幼稚園費では、町立幼稚園の給食補助金について、令和4年11月から令和5年3月分の5か月分、1食あたり30円から34円に増額することから、第1目 幼稚園費で3万1千円を増額させていただいたものです。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,170,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月18日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明12月2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時40分 散会）